

京都市訓令甲第 39 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員研修規程の一部を次のとおり改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項前段中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長（以下「組織・人事担当局長」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「総務局長」を「組織・人事担当局長」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) センター研修 組織・人事担当局長が実施するもので、局区等研修以外のもの
第3条第2号中「局区等が」を「局区長等が」に改める。

第4条、第5条、第6条第4項及び第6項、第7条各号列記以外の部分、第11条第2項及び第3項、第12条並びに附則第4項中「総務局長」を「組織・人事担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局職員研修センター)